

三島市週休2日推進工事取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、建設産業における長時間労働の是正や休日確保のために必要な環境整備を進めるため、三島市が発注する週休2日工事（対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる工事をいう。以下同じ。）の実施及び積算に関し、必要な事項を定めるものとする。

(週休2日推進工事の実施)

第2条 週休2日推進工事を実施する際は、下記の要領を適用する。

- ・ 静岡県週休2日推進工事（土木工事）実施要領
- ・ 静岡県週休2日推進工事（建築工事）実施要領

(週休2日推進工事の積算)

第3条 週休2日推進工事を積算する際は、下記の要領を適用する。

- ・ 静岡県週休2日推進工事（土木工事）積算要領
- ・ 静岡県週休2日推進工事（建築工事）積算要領

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、入札については三島市週休2日工事实施要領によるものとし、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。